

登録免許税計算補助シート(相続用)【令和9年3月31日まで】

- ⑨ 固定資産税の納税通知書または名寄せ帳に記載されていない不動産を相続した場合や、登記上と課税上で面積などが違う場合は、事前に登記手続案内を受けてください。
- ⑩ このシートは、申請受付後の審査で訂正がないことを保証するものではありません。

- ① 固定資産税の納税通知書または名寄せ帳(最新版)と電卓をご用意ください。
- ② 納税通知書または名寄せ帳の「価格」または「評価額」^⑨を、下の表に土地と建物に分けて1物件ずつ記入し、それぞれの合計を求めてください。

- ⑨ 「課税標準額」や「税相当額」ではありません。
- ⑩ 所有権の一部を相続した場合は、相続した持分を掛けた額(端数を含む。)を記入してください。
- ⑩ 墓地、価格(×持分)が100万円以下の土地(建物は除く)は非課税ですので、記入しないでください。

↓ 土地		
		持分計算の端数
土地1	円	
土地2	円	
土地3	円	
土地4	円	
土地5	円	
土地6	円	
土地7	円	
土地8	円	
土地9	円	
土地10	円	
合計	円	

↓ 建物		
		持分計算の端数
建物1	円	
建物2	円	
建物3	円	
建物4	円	
建物5	円	
建物6	円	
建物7	円	
建物8	円	
建物9	円	
建物10	円	
合計	円	

- ③ チェック➡ 「価格」または「評価額」を記入した 金額に書き間違いはない
 100万円以下の土地は記入していない 墓地は記入していない
 所有権の一部を相続した場合、持分を掛けた額を記入した

④ 土地合計 + 建物合計 = ④ 円
(端数切り捨て)

⑤ ④の1,000円未満を切り捨て ⑤課税価格 ,000 円
(④が1,000円未満なら⑤は1,000円)

⑥ ⑤ × 0.004 = ⑥ 円

⑦ ⑥の100円未満を切り捨て ⑦登録免許税額 00 円
(⑥が1,000円未満なら⑦は1,000円)

- ⑧ チェック➡ ⑤課税価格と⑦登録免許税額は1,000円以上である

- ⑨ ⑤「課税価格」と⑦「登録免許税額」を申請書に記載してください。
 ※申請物件に非課税の土地がある場合は、登録免許税額の下にそれぞれ「」内の語句を記載してください。
 ・100万円以下の土地がある場合▶「租税特別措置法第84条の2の3第2項により非課税」
 ・墓地がある場合▶「登録免許税法第5条第10号により非課税」